

## 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の目的 鹿児島県行政庁舎清掃業務委託 一式
- 2 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 業 務 委 託 料 一金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円也)
- 4 契 約 保 証 金 免 除

上記のことについて、委託者 鹿児島県（以下「甲」という。）と受託者  
（以下「乙」という。）との間において、次の条項  
により委託契約を締結する。

## （総 則）

- 第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間の間、委託業務を行わなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

## （権利義務の譲渡等）

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときは、この限りでない。

## （再委託の禁止）

- 第3条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

## （業務内容の変更等）

- 第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

## （事情変更による業務委託料の変更）

- 第5条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して業務委

託料の額を変更することができる。

(使用器具及び材料等の負担区分)

第6条 委託業務に要する機械器具及び洗剤等消耗品一切は、乙の負担とする。ただし、委託業務に要する光熱水費、ごみ等の収集袋、トイレトーパー及び水石鹼等は、甲の負担とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

(検査)

第8条 乙は、毎月の委託業務を終了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務終了届を受理したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

(業務委託料の支払)

第9条 乙は、前条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 毎月分の業務委託料は 円とする。

3 甲は、正当な支払請求を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(一部完了部分の引渡し)

第10条 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、甲は当該部分の引渡しを、乙は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。

2 前項の場合においては、第8条及び第9条の規定を準用する。

3 乙が第9条に規定する業務委託料（以下「受領金」という。）を受けている場合において、第1項の規定により請求することができる額は、前項の規定により準用する第8条第2項及び第3項の規定による検査に合格し

た完了部分の業務全体に対する割合を業務委託料に乗じて得た金額から受領金を減じたものとする。

(業務遅延に対する遅延利息)

第11条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期間の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額に対して年 2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第12条 甲がその責めに帰すべき理由により第9条第3項に規定する期限内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了するまでの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年 2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(法令等の遵守)

第13条 乙は、業務に従事する者を指揮、監督し、労働基準法、最低賃金法、その他使用者として法令に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (3) 法令に違反して、行政処分を受け、又は罰金等の刑に処せられたとき。
- (4) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配して

いる者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する期日までに支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

#### （室の使用）

第15条 乙は、甲が委託業務の円滑な履行のために必要があると認めたときは、甲の指定する室を作業員休憩室又は作業用具保管倉庫として無償で使用することができる。ただし、次の各号の一に該当するときは、乙は、遅滞なく、当該室を原状復帰のうえ、甲に返還しなければならない。

(1) この契約が解除されたとき。

(2) 甲において特に必要が生じたとき。

(3) 履行期間が終了したとき。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(委託業務の調査等)

第17条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約に関する紛争等の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保持する。

令和 年 月 日

(甲) 鹿児島県

契約担当者 住 所 鹿児島市鴨池新町10番1号

職・氏名 鹿児島県知事 塩田 康一 印

(乙) 住 所

氏 名

印